

茨城県報

昭和三十三年三月十七日
第四千百九十七号

目次

規則

環境衛生関係営業の聴聞に関する規則

告示

土地改良事業関係書類の縦覧

計量器販売等の事業登録

豚コレラ予防のための指定の一部改正

土地改良事業関係書類の縦覧

助産婦の登録

豚コレラ予防のための指定の一部改正

家畜伝染病の発生及び転帰

公告

土地改良区役員の住所変更

自動車運転者の行政処分聴聞

風俗営業者

ページ

規

則

茨城県規則第五号

環境衛生関係営業の聴聞に関する規則を次のように定める。

昭和三十三年三月十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

環境衛生関係営業の聴聞に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第九条第一項、興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第七条第一項、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第七条第二項、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十一条、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第十三条第一項、へい獣処理場等に関する法律（法律第百四十号）第七条第二項、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十四条の二及び美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）第十六条の規定に基づき、知事が行う聴聞（これに準ずる手続を含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。（聴聞の通知等）

第二条 知事は、聴聞を行う場合には、当該聴聞に係る処分の原因と認められる事実又は違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、聴聞通知書（様式第一号）により聴聞を受けるべき者（以下「被聴聞者」という。）に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を告示しなければならない。

2 被聴聞者は、前項の聴聞通知書を受けたときは、これに添付した聴聞出頭（欠席）届（様式第二号）に所要の事項を記入し、聴聞の期日の四日前までに知事に提出しなければならない。

(聴聞における制限)

第三条 知事は、聴聞の公正な運営を達成するために必要があるときは、あらかじめ、聴聞に出頭する証人の人数、弁明をする時間その他必要事項に限り、最小限度の制限をすることができる。

第四條 (期日の変更等)

被聴聞者が災害、病氣その他やむを得ない理由により聴聞の期日に出願できる見込みがないときは、聴聞期日変更申請書(様式第三号)を聴聞の期日前二日までに知事に提出して、聴聞の期日の変更を求めることができる。

2 知事は、前項の変更申請に基き又は天災地変その他やむを得ない理由により、必要があると認めるときは、聴聞の期日及び場所を変更することができる。

3 第二条の規定は、前項の規定による聴聞の期日及び場所の変更に準用する。

第五條 (陳述書の提出等)

被聴聞者は、聴聞の期日に出頭しないで陳述書の提出をもつて出頭にかえることができる。

2 前項の陳述書には、陳述の内容を証すべき証拠又は証人の陳述書を添付することができ。

第六條 (不出頭の効果等)

知事は、被聴聞者が正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しないとき、若しくは第二条第二項(第四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による所定の期日までに同条同項の聴聞出頭(欠席)届の提出がないとき、又はその聴聞出頭(欠席)届に欠席の際の処置の記入がないときは、聴聞を行わないで当該聴聞に係る処分をすることができる。

第七條 (聴聞の方法)

聴聞は、公開とし弁明は口頭で行う。

第八條 (聴聞における弁明等)

知事は、聴聞に際しては、被聴聞者その他の出頭人に対し、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第九條 (指定職員)

聴聞は、当該事案ごとに知事が指定する県職員(以下「指定職員」という。)が主宰する。

2 指定職員に事故があるときは、指定職員の指定する県職員がその職務を代理する。

第十條 (事実等の説明)

指定職員は、聴聞を行うに当つては、まず聴聞に係る処分の原因と認め

られる事実又は違反行為及びこれを証すべき証拠又は法令の解釈適用について、被聴聞者に説明しなければならない。

第十一條 (弁明の許可等)

聴聞において、被聴聞者及び出頭人が弁明し又は証拠の提出をしようとするときは、指定職員の許可を受なければならない。

2 指定職員は前項の規定による弁明又は証拠の提出が当該事案に直接関係のない事項にわたるとき、又はその方法が公正を欠くと認めるときは、いつでもこれらの行為の中止を命ずることができる。

第十二條 (証人の追加)

被聴聞者は、聴聞の期日においても、指定職員の許可を受けて証人を追加することができる。

第十三條 (関係人等の意見聴取)

指定職員は、当該事案の解決のために必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は当該事案の関係人に出席を求めその意見を聴取することができる。

第十四條 (次回の聴聞)

聴聞が聴聞の期日に終了しないときは、指定職員は、当該聴聞において、次回の聴聞の期日及び場所を定め、被聴聞者に通知する。

第十五條 (記録書)

指定職員は、聴聞の期日における経過の要旨について記録書を作成しなければならない。

第十六條 (報告)

指定職員は、聴聞が終了した後すみやかに前条の記録書を知事に提出しなければならない。

第十七條 (聴聞会場の秩序維持)

指定職員は、聴聞会場の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は聴聞を妨害する行為をする者に退去を命ずることができる。

2 傍聴人は、すべて指定職員の指示に従わなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

〇〇発第〇〇号

年 月 日

茨城県知事

あて先

聴聞通知書

〇〇〇〇の件に関し、聴聞を行いますから、別添聴聞出頭（欠席）届により、出欠をお知らせ下さい。
記

- 一期 日
- 二場 所
- 三 処分の理由
- 四 その他

様式第二号

聴聞出頭（欠席）届

〇〇法第〇〇条の規定による聴聞に出頭（欠席）しますので〇〇第〇〇条の規定により左記のとおり届け出ます。

届出者住所（法人にあつては、その所在地）

（電）

届出者氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

印

年 月 日

茨城県知事

殿

記

一 出頭する場合の出頭人

茨城県報

第四一九七号

昭和三十三年三月十七日

月曜日

様式第三号

聴聞期日変更申請書

年 月 日付〇〇発第〇〇号に係る聴聞については、左記の理由により、その期日の変更を申請します。

申請者住所（法人にあつては、その所在地）

（電）

申請者氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

印

年 月 日

茨城県知事

殿

記

一 理由

二 希望する期日

月 日から 月 日までの間

（第三種郵便物認可）

告

示

茨城県告示第二百二十五号

水戸市北三の丸に事務所をおく小場江土地改良区から昭和三十三年二月十日付申請のあつた土地改良事業は適當と決定したので、土地改良法第四十八条第三項（同法第八条第四項準用）の規定によつて、関係書類を左記のとおり縦覽に供する。

昭和三十三年三月十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 縦覽に供する書類

1 土地改良事業計画書 写

2 小場江土地改良区定款 写

二 縦覽の期間

昭和三十三年三月十八日から
昭和三十三年四月七日まで 二十一日間

三 縦覽の場所

水戸市役所柳河出張所
那珂町五台出張所

茨城県告示第二百二十六号

計量法第四十七条第一項の規定により次の者を昭和三十三年三月十四日計量器販売等の事業を登録した。

昭和三十三年三月十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

長さ計（ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、ブロッ クゲージ及び回転尺を除く）	店 舗 の 所 在 地	氏名又は名称
登録番号	店 舗 の 所 在 地	宮 田 勇
第二九九号	日立市諏訪町三五六番地	

茨城県告示第二百二十七号

昭和三十三年一月茨城県告示第十七号（茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基く豚コレラ予防のための指定）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年三月十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

一 移動禁止区域中に東京都、埼玉県、静岡県、栃木県、山梨県を加え群馬県、長野県、新潟県を削る。

茨城県告示第二百二十八号

新治郡八郷町大字半田に事務所をおく半田土地改良区から昭和三十三年十一月二十一日付申請のあつた土地改良事業は適當と決定したので、土地改良法第四十八条第三項（同法第八条第四項準用）の規定によつて、関係書類を左記のとおり縦覽に供する。

昭和三十三年三月十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 縦覽に供する書類

1 土地改良事業計画書 写

2 半田土地改良区定款 写

二 縦覽の期間

昭和三十三年三月二十日から
昭和三十三年四月九日まで 二十一日間

三 縦覽の場所

新治郡八郷町役場

茨城県告示第二百二十九号

左のとおり助産婦名簿をまつ消した。

昭和三十三年三月十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録 番号	種別	まつ消 年月日	事由	住	所	氏	名	月生 日年
一、三三	助産婦	昭 三・三・二	死亡	新治郡千代田村大字 上稲吉三		井出モリエ	明 元・三・一〇	

茨城県告示第二百三十号

昭和三十三年十一月茨城県告示第九百五十五号（茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基く豚コレラ予防のための指定）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年三月十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

移動禁止区域中に那珂郡緒川村を加え西茨城郡友部町の中旧友部町、鹿島郡鉾田町舟木、那珂郡大宮町の中旧大宮町、久慈郡金砂村の中旧金砂村、行方郡汐来町、常陸太田市の中旧太田町、旧幸久村を削る。

茨城県告示第二百三十一号

家畜伝染病が左記のとおり発生並びに転帰した。

昭和三十三年三月十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

病 名	家畜の 種類	頭数	発生月日	決定月日	転 帰	発 生 場 所
豚コレラ	豚	二	三月七日	三月十二日	同上殺	那珂郡 緒川村

累計 二六六頭

公

告

◎土地改良区役員住所変更

常陸太田市小沢町に事務所をおく里川堰土地改良区から左記のとおり役員が住所変更した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十三年三月十七日

久慈土地改良事務所長 薄 井 美 雄

記

住所変更

新 住	旧 所	職 名	氏 名	摘 要
常陸太田市小沢町 三三三番地	常陸太田市小沢町 九七番地	理 事	岡部 辰雄	
常陸太田市堅磐町 七番地	常陸太田市堅磐町 一〇番地	〃	武藤 文吾	
常陸太田市上土木内 町三三番地	常陸太田市上土木内 町五三番地	監 事	黒沢 八郎	

◎自動車運転者の行政処分に関する聴聞

道路交通取締法第九条の規定により自動車運転者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行います。

昭和三十三年三月十七日

茨城県公安委員会

委員長 宮崎 慶一郎

- 一 聴聞期日 昭和三十三年三月二十八日
- 二 聴聞場所 茨城県警察本部公安委員会室

◎風俗営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業取締法第五条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行います。

昭和三十三年三月十七日

茨城県公安委員会

委員長 宮崎 慶一郎

聴聞期日 昭和三十三年三月二十八日

聴聞場所 茨城県警察本部

正

誤

三月五日発行、茨城県報第四、一九二号に登載の「政治資金規正法による収支報告」のうち3の「1,964,900円」は「1,984,900円」の誤り。また5の自由党久慈郡支部の次に「自由党猿島支部」とあるは「自由民主党猿島支部」の誤り。

(文書課)

茨城県報の購読申込について

きたる三月末日で茨城県報の購読期限が一応終了いたしました。来年度も引続き購読御希望の方及び新たに購読御希望の方は購読料(月額百円、郵送料をふくむ。)を添えてお申込み下さい。

なお申込のないときは四月一日以降の分の発送をひとまず停止しますから御了知願います。

(文書課)

毎週月・水・金曜日発行

(緊急事項は号外発行
休日の場合は繰下ぐ)

(定価送料共一ヶ月
金百円)

茨城県水戸市北三ノ丸一一九番地
発行所 茨城県

茨城県水戸市愛宕町二、一八二
印刷所 茨城県印刷所